古河市企業ＰＲ動画作成等委託業務公募型プロポーザル実施要領

１　事業の目的

　市内企業の魅力を動画という形で集約し、ＳＮＳ等のＷＥＢ媒体、就職イベント等において広く発信することで、市内産業の活性化・雇用促進を目的とする。

２　業務概要

　(１)　業務名　古河市企業ＰＲ動画作成等委託業務

　(２)　業務内容　別紙「古河市企業ＰＲ動画作成等委託業務」仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

　(３)　契約期間　契約日の翌日から令和７年３月31日まで

　(４)　委託料限度額　2,365,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

　(５)　担当所属及び問合せ先　古河市役所産業部商工観光課

　　　〒306-8601　古河市長谷町38番18号

　　　電話　0280-22-5111　ＦＡＸ　0280-22-5189

　　　電子メール　shoukou@city.ibaraki-koga.lg.jp

３　参加資格

　企画提案に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項を

全て満たしていること。

　(１)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者

　(２)　古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第２条第１号から第４号までの規定に該当しない者

　(３)　民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

　(４)　古河市物品調達競争入札参加資格審査要綱（平成17年古河市告示第

　　　19号）に基づき、物品役務の入札参加資格を有する者であること。

４　プロポーザル実施の手続

　(１)　選定スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| ア　公募開始 | 令和６年８月19日（月） |
| イ　実施内容等に関する質問受付期限 | 令和６年８月26日（月）17時必着 |
| ウ　質問に対する回答 | 令和６年８月30日（金） |
| エ　参加表明書の提出期限 | 令和６年９月３日（火）17時必着 |
| オ　参加資格審査結果の通知 | 令和６年９月６日（金） |
| カ　企画提案書の提出期限 | 令和６年９月17日（火）17時必着 |
| キ　審査結果の通知・公表 | 令和６年９月24日（火） |

　(２)　実施要領の配布

　　ア　配布期間　令和６年８月19日（月）から令和６年９月３日（火）17時まで(来庁する場合：９時から17時まで)

　　イ　配布場所　上記２（５）で配布するほか、古河市ホームページからダウンロードできる。

　(３)　質疑・回答

　プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、質問書（様式第１号）を電子メール、ＦＡＸ（受信確認のため２(５)に入電すること。）、持参又は郵送（書留郵便に限る。）（以下「電子メール等」という。）により提出すること。

　　ア　受付期間　令和６年８月19日（月）から令和６年８月26日（月）17時まで（持参の場合：９時から17時まで）

　　イ　質疑方法　電子メール等により、上記２（５）に提出すること。

　　ウ　回答日　令和６年８月30日（金）

　　エ　回答方法　回答は、古河市ホームページに掲載する。

　(４)　参加表明書の提出

　プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第２号）、確認書（様式第３号）及び暴力団排除に関する誓約書（様式第４号）を作成し、電子メール等により提出すること。

　　ア　提出期間　令和６年８月19日（月）から令和６年９月３日（火）17時まで（持参の場合は、土・日曜日を除く。９時から17時まで）

　　　※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

　　イ　提出場所　上記２（５）に同じ

　　ウ　提出方法　電子メール等

　　　※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和６年９月５日（木）17時までに辞退届（様式第５号）を提出すること。

　　　※参加資格審査結果通知は、令和６年９月６日（金）に電子メールにて通知いたします。

　(５)　企画提案書の提出

　参加表明書の提出後、参加資格を有すると認められたときは、企画提案書及び見積書を作成し、電子メール等により提出すること。

　　ア　企画提案書は任意様式とする。

　　イ　企画提案書の用紙サイズは、原則としてＡ４版を使用すること。枚

数に制限はない。

　　ウ　企画提案書の様式は任意であるが、仕様書に基づき、次の(ア)から(エ)までに掲げる事項を含めて作成すること。

　　　(ア)　企画提案内容(事業の目的、業務内容、業務における創意工夫を必ず記載し、その他特筆する事項があれば自由記載をすること。)

　　　(イ)　業務工程表

　　　(ウ)　同様又は類似の実績動画について、ＵＲＬ又は二次元コードを記載すること。

　　　(エ)　審査結果の通知をするためのメールアドレス

　　エ　企画提案書は、１者１提案とする。

　　オ　提出の際に、古河市長宛ての見積書の正本１部を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに記載すること。(諸経費や消費税も区別する。)

　　カ　提出期間　令和６年９月６日（金）から令和６年９月17日（火）17時まで（持参の場合：土・日曜日を除く。９時から17時まで）

　　　※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

　　キ　提出場所　上記２（５）に同じ

　　ク　提出方法　電子メール等

　(６)　提出書類の取扱い

　　ア　提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

　　イ　提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

　　ウ　企画提案書は、古河市情報公開条例(平成17年条例第19号)に基づく公文書開示請求の対象となり、非公開とされる場合を除き公開される場合がある。

　　エ　市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

　　オ　企画提案書の作成及び提出に係る費用、プロポーザル参加に要する

経費等は全て参加者の負担とする。

　　カ　参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

　　キ　企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

　　ク　企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

　　ケ　企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

　　コ　企画提案書に含まれる著作権、特許権等日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が行う。

５　審査方法等

　(１)　審査基準

　　別表のとおり

　(２)　審査方法

　　審査基準に基づいて、企画提案書の内容により書類審査を行う。

　(３)　候補者の選定方法

　　ア　評価の合計点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

　　イ　最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価なものを契約の相手方の候補者として選定する。

　　ウ　ア及びイに関わらず、合計点が200点未満の場合は、候補者として選定しない。

　(４)　失格事項

　　次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

　　ア　参加資格を満たしていない場合

　　イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

　　ウ　実施要領に示した企画提案書の作成及び提出に関する条件に違反した場合

　　エ　見積書の金額が２（４）を超える場合

　　オ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

　　カ　評価に係る選定委員に対して、直接又は間接的を問わず故意の接触があった場合

　　キ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

６　審査結果の通知・公表

　候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を電子メールにて通知する。また、次に掲げる事項について古河市ホームページに公表するとともに、上記２（５）において閲覧に供するものとする。

　(１)　候補者の名称、合計点及び選定理由

　(２)　（１）以外の参加者の数及びそれぞれの合計点

　　　※参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。

　(３)　通知・公表日　令和６年９月24日（火）

７　契約手続

　(１)　契約の候補者に選定された者と古河市との間で、仕様、経費等につ

いて再度協議を行い、随意契約の方法により、２（４）の範囲内の価格

で契約を締結する。

　(２)　契約代金の支払は、完了払とする。

　(３)　選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。この場合、次順位者を候補者とする。

別表　審査基準

１　審査項目等の配点は次のとおりとし、選定委員（４名）が採点する。

２　選定委員１人当たり100点満点で評価し、４名の合計点が最も高い者を契約の候補者として選定する。

３　最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価なものを契約の相手方の候補者として選定する。

４　選定委員による評価の合計点が200点未満の場合は、候補者として選定

しない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価内容 | 配点 |
| 事業の理解度 | 事業の目的及び業務内容を十分に理解しているか。 | 20 |
| 企画提案の的確性 | 企画提案書が適切に提出されているか。 | 15 |
| 提案内容の創意工夫 | 独自の発想に基づく提案内容がされているか。 | 20 |
| 業務遂行の安定性 | 委託業務を安定的に遂行できる実施体制があるか。 | 15 |
| 業務実績 | 過去に類似の実績があり、ノウハウを活かすことができるか。 | 20 |
| 見積金額の妥当性 | 業務内容に見合った適切な経費であるか。 | 10 |